

宮崎市教育委員会 会計年度任用職員 (生活・学習アシスタント) 申込案内

宮崎市教育委員会学校教育課では、会計年度任用職員（生活・学習アシスタント）として市立小中学校で勤務していただける方を募集しています。この職は候補者として登録していただいた方の中から、必要に応じて学校教育課において選考し、任用しております。

そのため、**登録されても必ずしも任用されるものではありません**のでご了承ください。

1. 申し込み方法

「会計年度任用職員登録申込書（学校教育課・スポット職用）」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、「10. 問合せ及び提出先」に記載のある提出先（学校教育課）に持参又は郵送で提出してください。

2. 申込み受付期間

申込みは随時受付けています。

ただし、登録申込書を持参するときは、8時30分から17時15分までの間（土日・祝日及び年末年始を除く）に持参してください。

3. 登録募集職種

生活・学習アシスタント

小中学校において、下肢等に障がいがある児童生徒が、安全かつ充実した学校生活を送ることができるよう、学校内や校外活動において対象児童生徒が移動する際の介助を行います。※教員免許状は不要です。

4. 応募資格

応募資格は以下のいずれにも該当しない方です。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 名簿登載期間

登録日～翌年度末日

※期間内に登録の削除を希望する場合には、学校教育課までご連絡ください。

6. 任用期間

1 会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を3期に分けており、原則として任用開始日から任用した各期の末日までが任用期間となります。ただし、担当する児童生徒の状況（転校や長期入院により支援等が不要になった 等）によっては、任用期間が短くなることもあります。

第一期 始業の日の前日(令和7年4月7日)から7月31日まで

第二期 夏季休業最終日の1週間前(令和7年8月18日)から

冬季休業開始日の前日(令和7年12月24日)まで

第三期 翌年1月4日から修了の日(令和8年3月26日)まで

なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間です。

7. 雇用条件等

- ① 1週間あたりの勤務時間は原則として週35時間以内です。
- ② 賃金は時給1,127円です。
- ③ 通勤手当は、通勤距離に応じて支給されます。なお、自家用車により通勤される場合、学校敷地内に駐車できます。
- ④ 賃金は月末締めで翌月17日までに、登録された口座へ振り込みます。
- ⑤ 2ヶ月を超える雇用の場合、年次有給休暇の制度があります。

8. 社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。

9. その他

会計年度任用職員（スポット）も、非常勤の公務員となりますので、地方公務員法上の守秘義務等の規定が適用されます。

また、児童生徒や保護者、学校の教職員との和を大事にし、親身な対応や明るくはっきりと挨拶や受け答えなどを心がけてください。

10. 問合せ及び提出先

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1
宮崎市教育委員会 学校教育課
(清武総合支所 3階)

なお、郵便で申し込む場合は封筒の表に「会計年度任用職員登録申込み」と朱書きし、郵送してください。